

豊橋市視覚障害者歩行訓練事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)の規定により市が行う地域生活支援事業のうち、視覚障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として実施する視覚障害者歩行訓練等事業(以下「事業」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 事業は、疾病、事故等により中途失明した視覚障害者等に対し、巡回訪問して歩行訓練等の日常生活上必要な訓練を行うものとする。

2 事業は、事業を利用する者(以下「利用者」という。)1人につき、原則10回を限度として実施するものとする。

(業務の委託)

第3条 市長は、利用の適否の決定事務を除き、事業を適切に実施できると認められる社会福祉法人(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人をいう。)又は特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)に事業を委託することにより実施するものとする。

2 市長は、前項の規定により事業を委託した社会福祉法人又は特定非営利活動法人(以下「受託事業者」という。)へ事業に係る費用として、実績に応じ、別に定める委託料を支払うものとする。

(対象者)

第4条 事業の対象者は、市内に住所を有する身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で、視覚の障害程度が1級又は2級の者とする。

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする者又は事業を利用しようとする児童の保護者(以下「申請者」という。)は、事業利用申請書(様式第1号)により市長に申請するものとする。

(利用の決定等)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査の上、利用の可否を決定し、事業を利用することが適当であると認めるときは事業利用決定通知書(様式第2号)により、事業を利用することが適当でないと認めるときは事業利用却下通知書(様式第3号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により事業の利用を決定したときは、事業依頼書(様式第4号)により、受託事業者に依頼するものとする。

(利用者負担)

第7条 利用者が負担する費用は、無料とする。

(報告)

第8条 受託事業者は、事業を実施したときは当月分の実績を、事業実施報告書(様式第5号)により翌月15日までに市長へ報告するものとする。

- 2 受託事業者は、利用者の訓練が全て終了したとき又は中止したときは、その日から起算して14日以内に事業個人別報告書（様式第6号）により市長へ報告するものとする。
- 3 市長は、前2項に定めるもののほか事業の適正な運営を図るため、受託事業者に対し必要に応じて実施状況の報告を求め、又は調査を行うことができるものとする。

（利用の延長等）

第9条 第6条の利用決定による訓練回数を実施した結果、必要な効果が得られなかった又はさらなる訓練が必要になったときは、利用者は、事業延長利用申請書（様式第7号）により市長に申請するものとする。

- 2 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査の上、必要と認めるときは、予算の範囲内において延長することができるものとし、事業の利用を延長することが適当であると認めるときは事業延長利用決定通知書（様式第8号）により、事業の利用を延長することが適当でないと認めるときは事業延長利用却下通知書（様式第9号）により、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により事業の利用を決定したときは、事業延長依頼書（様式第10号）により、受託事業者に依頼するものとする。
- 4 受託事業者は、利用者の延長した訓練が全て終了したとき又は中止したときは、その日から起算して14日以内に事業個人別報告書（延長利用）（様式第11号）により市長へ報告するものとする。

（個人情報の保護）

第10条 受託事業者は、職務上知り得た利用者及びその家族その他の者（次項において「利用者等」という。）の個人情報を保護するため、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業に携わる者は、利用者等の身上に関して知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の規定による様式とみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に提出されている改正前の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の規定による様式とみなす。

3 この要綱の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(様式第1号)

豊橋市視覚障害者歩行訓練事業利用申請書

年 月 日

豊橋市長 様

申請者 住所 _____

氏名 _____

代筆者 _____ 続柄()

みだしの訓練を利用したいので、次のとおり申請します。

訓練対象者	フリガナ 氏名				年 月 日生(歳)	
	住所	豊橋市		電話		
	視覚の状況	身体障害者 手帳	市・県 第 号 種 級			
		障害原因			視力 視野	右眼: 視野
家族状況	氏名	続柄	年齢	職業	備考	
白杖	無 有	訓練 経験	無 有 (訓練時期・内容)			
希望事項等	訓練目的					
	利用回数等					
	その他の 希望事項					

(様式第2号)

豊橋市視覚障害者歩行訓練事業利用決定通知書

年 月 日

様

豊橋市長

年 月 日付けで申請のありました豊橋市視覚障害者歩行訓練事業の利用について、下記のとおり決定したので通知します。

利 用 決 定 者	決定年月日	年 月 日
	氏 名	
	住 所	豊橋市
	手帳番号等	市・県 第 号 種 級
訓練内容		
訓練回数(予定)		
訓練期間(予定)		
備 考		

(様式第3号)

豊橋市視覚障害者歩行訓練事業利用却下通知書

年 月 日

様

豊橋市長

年 月 日付けで申請のありました豊橋市視覚障害者歩行訓練事業の利用について、下記のとおり却下したので通知します。

申請者	氏名	
	住所	
	手帳番号等	市・県 第 号 種 級
却下理由		
備考		

(様式第4号)

豊橋市視覚障害者歩行訓練事業依頼書

年 月 日

受託事業所代表者 様

豊橋市長

下記の者について、豊橋市視覚障害者歩行訓練事業の実施を依頼します。

訓練 対象 者	ふりがな 氏名				年 月 日生(歳)	
	住所	豊橋市		電話		
	視覚の 状況	身体障害者 手帳	市・県 第 号 種 級			
		障害原因		視力 視野	右眼: 視野	左眼:
家 族 状 況	氏 名	続柄	年齢	職 業	備 考	
白 杖	無 有	訓練 経験	無 有 (訓練時期・内容)			
希 望 事 項 等	訓練目的					
	利用回数等					
	その他の 希望事項					

(様式第5号)

豊橋市視覚障害者歩行訓練事業実績報告書

年 月 日

豊橋市長 様

受託事業所代表者名

年度豊橋市視覚障害者歩行訓練事業について、 月分の実績を下記のとおり報告します。

記

実施日	対象者氏名	実施場所	内容等	訓練士名 (JR乗車駅)
計	延 人	延 回		

(様式第6号)

豊橋市視覚障害者歩行訓練事業個人別報告書

年 月 日

豊橋市長 様

受託事業所代表者

年 月 日付けで依頼があった豊橋市視覚障害者歩行訓練事業について、下記により事業を終了・中止したので報告します。

記

1. 訓練対象者 住 所

氏 名

2. 訓練士名

3. 訓練実施日及び内容

第 回	年月日	実施場所	訓練内容等

4. 評価等

(様式第7号)

豊橋市視覚障害者歩行訓練事業延長利用申請書

年 月 日

豊橋市長 様

申請者 住所 _____

氏名 _____

代筆者 _____ 続柄()

年 月 日付で利用決定のありました豊橋市視覚障害者歩行訓練事業について、延長利用をしたいので、次のとおり申請します。

延長申請する理由	
訓練目的	
延長する利用回数等	
その他の希望事項	

(様式第8号)

豊橋市視覚障害者歩行訓練事業延長利用決定通知書

年 月 日

様

豊橋市長

年 月 日付けで申請のありました豊橋市視覚障害者歩行訓練事業の延長利用について、下記のとおり決定したので通知します。

利 用 決 定 者	決定年月日	年 月 日
	氏 名	
	住 所	豊橋市
	手帳番号等	市・県 第 号 種 級
訓練内容		
延長する 訓練回数(予定)		
延長する 訓練期間(予定)		
備 考		

(様式第9号)

豊橋市視覚障害者歩行訓練事業延長利用却下通知書

年 月 日

様

豊橋市長

年 月 日付けで申請のありました豊橋市視覚障害者歩行訓練事業の延長利用について、下記のとおり却下したので通知します。

申請者	氏名	
	住所	
	手帳番号等	市・県 第 号 種 級
却下理由		
備考		

(様式第 10 号)

豊橋市視覚障害者歩行訓練事業延長実施依頼書

年 月 日

受託事業所代表者 様

豊橋市長

年 月 日付けで利用決定をした下記の者について、豊橋市視覚障害者歩行訓練事業の延長の実施を依頼します。

訓練対象者	ふりがな 氏名				年 月 日生(歳)	
	住所	豊橋市		電話		
	視覚の状況	身体障害者 手帳	市・県 第 号 種 級			
		障害原因			視力 視野	右眼: 視野
家族状況	氏 名		続柄	年齢	職 業	備 考
白杖	無 有	訓練 経験	無 有 (訓練時期・内容)			
希望事項等	訓練目的					
	延長する 利用回数等					
	その他の 希望事項					

(様式第 11 号)

豊橋市視覚障害者歩行訓練事業個人別報告書 (延長利用)

年 月 日

豊橋市長 様

受託事業所代表者

年 月 日付けで依頼があった豊橋市視覚障害者歩行訓練事業の延長利用について、下記により事業を終了・中止したので報告します。

記

1. 訓練対象者 住 所

氏 名

2. 訓練士名

3. 訓練実施日及び内容

第 回	年月日	実施場所	訓練内容等

4. 評価等